

## 第5章 プランの推進方策

### 1 短期・中期の目標設定

プランは、20年後（2025（平成37）年）のごみゼロ社会の実現をめざし多様な主体が協働していくための計画です。このような取組が長期にわたる計画については、進捗状況などを定期的に把握・評価し、プラン推進に関わるすべての主体が共有するとともに、必要に応じて取組の方向を見直し対策を追加するなど、推進活動のマネジメントを的確に行うことが重要です。

そこで、推進活動のマネジメントを行ううえでの一つの基準として、第3章に掲げた数値目標について短期、中期の目標を設定することとしました。その際、短期目標については2010（平成22）年度を、中期目標については2015（平成27）年度を目標年度としました。

#### 【短期・中期の目標設定の考え方】

短期・中期の目標について、目標値の設定の考え方は次のとおりです。

①～③については、先進事例などを基に評価した基本取組の「数値目標達成に対する貢献度」をベースに、今後のごみ減量等に関する法制度の充実や新たな技術の開発などを勘案した目標値としました。

なお、短期目標年度（2010（平成22）年度）において、これまでのごみ減量化等に関する取組結果の効果検証等を踏まえて「数値目標達成に対する貢献度」等を再評価し、これらの数値目標の見直しを行い、次のとおり変更しました。

①家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量削減率は、2009（平成21）年度実績において短期目標を上回っていることと、家庭系ごみ有料化等の取組が進むことや環境学習や環境教育の効果を見込み、中期目標（2015（平成27）年度）を当初の設定目標の13%から20%の削減率へとより高い目標に変更しました。

また、事業系ごみについては2009（平成21）年度実績が最終目標に近づいていることと、ごみ処理手数料の適正化が進むことや市町によるごみ排出事業者への指導等が進むことを見込み、最終目標を当初設定した30%から45%、中期目標も13%から35%の削減率へと、より高い目標に変更しました。

②資源としての再利用率は、古紙・金属などの民間での直接取引の増加等により減少傾向であることを踏まえるとともに、生ごみ等の資源化取組の進捗などを見込み、中期目標を当初設定した目標である30%から22%に変更しました。今後は、民間による資源回収も含めた新たな指標の設定を検討していきます。

③ごみの最終処分量は、2009（平成21）年度実績がすでに中期目標を上回っていることと、ごみ排出量の減量と焼却残さの再利用が進むことを見込み、中期目標を2006（平成18）年度に改定した目標 76,000 トン（当初の中期目標は 96,800 トン）から 55,000 トンに変更しました。

④～⑥については、2010（平成22）年度に2004（平成16）年度実績値に対して約20%増とすることを、2015（平成27）年度にはそれを90%まで伸ばすことをめざす目標値としました。

⑦については、2010（平成22）年度には9割の県民が、2015（平成27）年度にはすべての県民がプランを認知しているという状態をめざす目標値としました。

### （1）ごみの減量化

#### ①発生・排出抑制に関する目標

##### 【変更前】

指標名	数値目標		
	短期(2010年度) (平成22)	中期(2015年度) (平成27)	最終目標(2025年度) (平成37)
ごみ排出量削減率	家庭系ごみ6% 事業系ごみ5% (対2002年度実績)	家庭系ごみ13% 事業系ごみ13% (対2002年度実績)	家庭系ごみ30% 事業系ごみ30% (対2002年度実績)  【参考】2002実績 2025目標 家庭系 535千t→375千t 事業系 252千t→176千t



##### 【変更後】

指標名	実績	数値目標	
	2009年度 (平成21)	中期(2015年度) (平成27)	最終目標(2025年度) (平成37)
ごみ排出量削減率	家庭系ごみ 10.9% 事業系ごみ 29.6% (対2002年度実績)	家庭系ごみ20% 事業系ごみ35% (対2002年度実績)	家庭系ごみ30% 事業系ごみ45% (対2002年度実績)  【参考】2002実績 2025目標 家庭系 535千t→375千t 事業系 252千t→139千t

#### ②資源の有効利用に関する目標

##### 【変更前】

指標名	数値目標		
	短期(2010年度) (平成22)	中期(2015年度) (平成27)	最終目標(2025年度) (平成37)
資源としての再利用率	21%	30%	50%  【参考】2002実績 2025目標 14.0% → 50%



##### 【変更後】

指標名	実績	数値目標	
	2009年度 (平成21)	中期(2015年度) (平成27)	最終目標(2025年度) (平成37)
資源としての再利用率	13.2%	22%	50%  【参考】2002実績 2025目標 14.0% → 50%

### ③ごみの適正処分に関する目標

【変更前】

指 標 名	数 値 目 標		
	短期(2010 年度) (平成22)	中期(2015 年度) (平成27)	最終目標(2025 年度) (平成37)
ごみの最終処分量	81, 000t(※) 〔対 2002 年度〕 約 46%減	76, 000t(※) 〔対 2002 年度〕 約 50%減	0 t 【参考】2002 実績 2025 目標 151,386t → 0t

※ 平成 18 年 12 月改定  
当初 短期目標 128,700t  
中期目標 96,800t



【変更後】

指 標 名	実績	数 値 目 標	
	2009 年度 (平成21)	中期(2015 年度) (平成27)	最終目標(2025 年度) (平成37)
ごみの最終処分量	65, 032t 〔対 2002 年度〕 約 57%減	55, 000t 〔対 2002 年度〕 約 63%減	0 t 【参考】2002 実績 2025 目標 151,386t → 0t

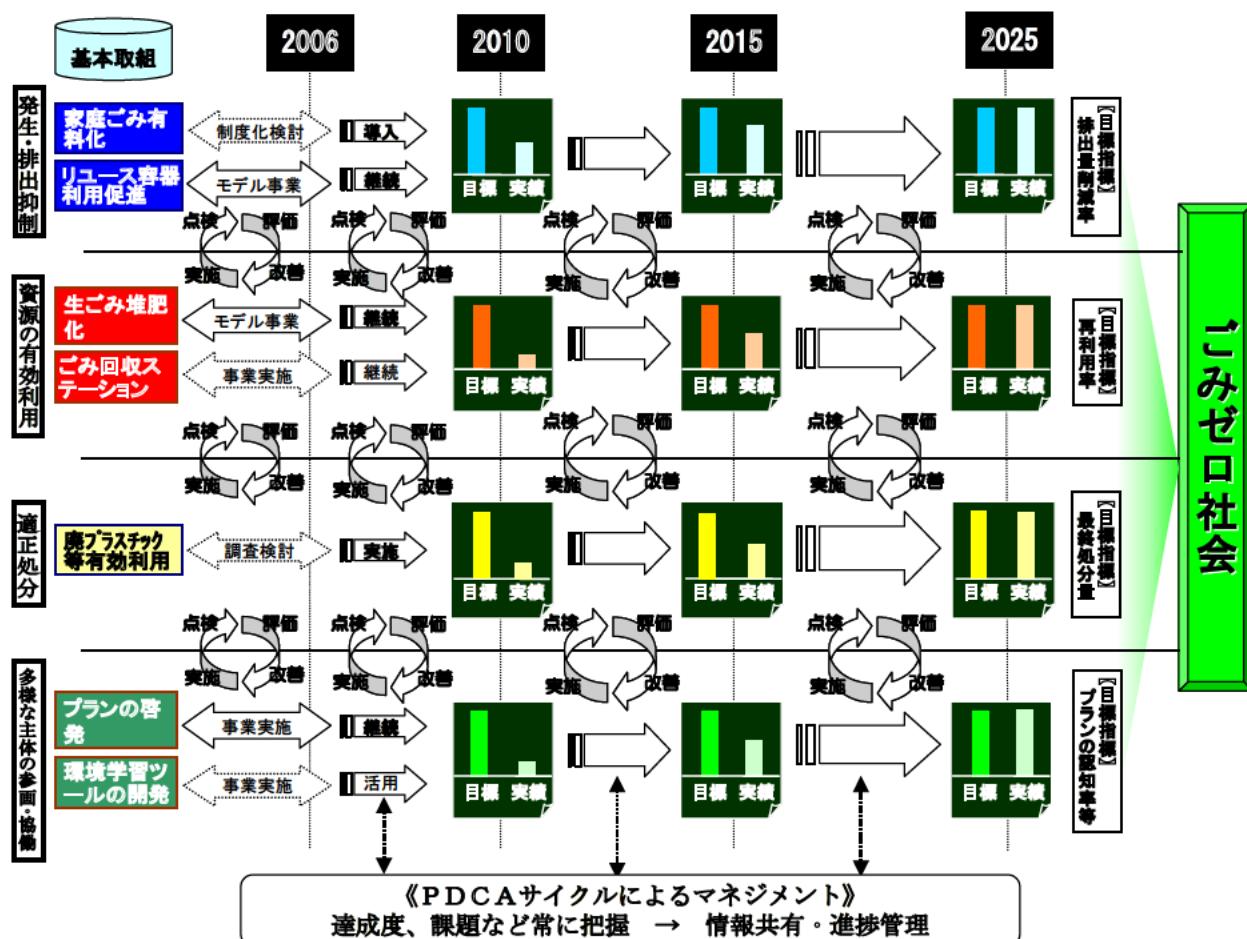
### (2) 多様な主体の参画・協働

指 標 名 (2004(平成 16)年度実績値)	数値目標 (%)		
	短期 (2010 年度) (平成22)	中期 (2015 年度) (平成27)	最終目標 (2025 年度) (平成32)
④ものを大切に長く使おうとする県民の率(58.2%)	8 0	9 0	1 0 0
⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率(39.4%)	6 0	9 0	1 0 0
⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率(38.5%)	6 0	9 0	1 0 0
⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率(一)	9 0	1 0 0	1 0 0



指 標 名 (2004(平成 16)年度実績値)	実績(%)	数値目標 (%)	
	2010 年度 (平成22)	中期 (2015 年度) (平成27)	最終目標 (2025 年度) (平成32)
④ものを大切に長く使おうとする県民の率(58.2%)	5 9 . 4	9 0	1 0 0
⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率(39.4%)	4 1 . 3	9 0	1 0 0
⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率(38.5%)	4 7 . 3	9 0	1 0 0
⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率(一)	3 6 . 8	1 0 0	1 0 0

【プランの推進イメージ】



## 2 プラン推進のマネジメント

### (1) 各主体の役割に応じた取組の推進

プランを実効性のあるものとし、「ごみゼロ社会」を実現していくためには、住民、事業者、市町、県、自治会・N P O等民間団体がそれぞれの役割を認識したうえで、自主的にごみの減量化・再資源化に向けた取組を進めることとします。具体的には、「基本方向ごとの取組」で整理した役割に基づき、目標に向けての継続的かつ長期にわたる実践を行っていきます。

こうした取組をさらに効果的にするために、主体ごとに、ごみの減量化のための組織を立ち上げ、情報交換などを行います。

### (2) 各主体間の連携・協働

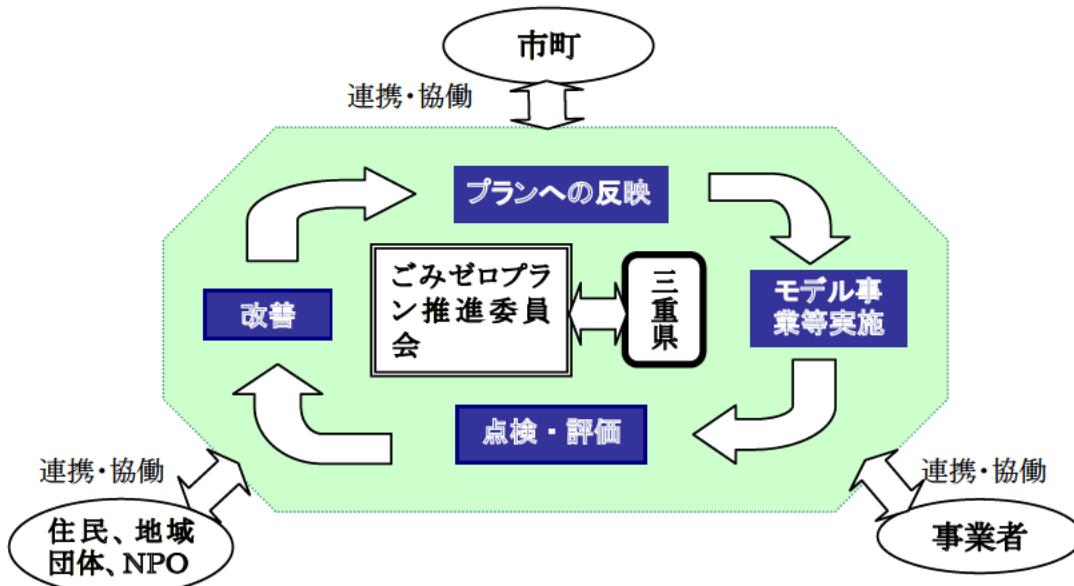
各主体の自主的な取組と同時に、それらの連携・協働も「ごみゼロ社会」の実現には、大きな力となります。こうした主体間の連携・協働のために、毎年定期的に各主体の取組を発表できる場や情報交換できる場を設定します。

### (3) 全県的な推進体制の確立

さらに、プランをより効果的かつ確実に進めるためには、上記の各主体の取組を全体的に点検・評価することにより、問題点や課題を把握し、それらを改善し、取組に反映していく必要があります。

そのため、各主体を構成員とするプラン推進のための全県的な組織として「ごみゼロプラン推進委員会」を設置し、定期的にプラン推進の取組を検証・評価し公表するなど、PDCAサイクルに基づくマネジメント体制を整備し、プランの実効性を担保していきます。

【推進体制のイメージ】



## 3 プランを取り巻く諸課題

### (1) 再利用の困難なものの有効利用－焼却エネルギーの有効利用－

やむを得ず排出された「ごみ」については、最大限資源として再利用（リユース、マテリアルリサイクル及びケミカルリサイクル）を行っていきますが、一方、現時点では、県民の社会生活に支障が生じないよう、日々排出される多量のごみを処理していかなければなりません。また、目標年度においても、コストや環境負荷、技術的な面から、再利用が困難な廃棄物については、焼却により処理せざるを得ないものは残ると考えられます。

このため、今後も焼却施設などを活用した処理も行っていく必要があると考えますが、この場合であっても、従来のような単純焼却ではなく、可能な限り熱回収が行われ、エネルギーとして有効利用されることが重要です。

焼却エネルギーの有効利用については、現在、県内7施設（14市町）で製造されたRDFによるごみ固形燃料発電のほか、1市が溶融施設、2市がごみ焼却施設での発電により、熱回収を行っています。また、一般廃棄物の焼却残さは、現在、廃棄物処理センターで溶融スラグ化され、発生したスラグはコンクリート製品の骨材等とし

て再生利用されていますが、同センターの溶融処理施設の稼動停止に伴い、参画市町からの焼却残さが、円滑で適切に民間処理が行われるよう(財)三重県環境保全事業団と取り組むとともに、参画市町との調整などを行っていきます。

今後、エネルギー効率の良い焼却技術の開発やさらなる再生利用のための研究を国内・県内の研究機関等と進めていく必要があります。また、バイオマス利用については、先行事例やコスト等を十分検討したうえで対応していくことが重要です。

なお、ごみ固形燃料発電については、日々多量に発生するごみを適正に処理し、エネルギー資源として有効活用しようとするものですが、平成28年度までは県が15年8月の事故の教訓を踏まえ、安全・安定な運転に努め、29年度以降のあり方については、引き続き関係市町と協議を進めています。

## (2) 災害時等の適正処理の確保

平成16年の県内の台風による災害発生において見られたように、災害によるごみは、一斉かつ大量に発生します。また、将来予想される東海、南海、東南海地震による災害発生時にも、同様のことが言えます。速やかな災害地域の復興のためには、災害ごみの速やかな処理が不可欠ですが、そのためには十分な分別収集等が困難ななか、平常時からの災害廃棄物の仮置場の選定あるいは、焼却や埋立による処理も想定しておかなければなりません。

こうしたことから、これらの処理のための施設を一定確保していくことが重要であり、市町が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を担保するため、市町とともに定期的な会議や伝達訓練を実施することが重要です。また、平成16年10月以降に市町等や関係団体と締結した広域応援協定に基づく的確かつ円滑な応援態勢の運用や他府県との連携とともに広域的な受入・処理体制の確立を検討していく必要があります。

さらに、平成21年に施行された「海岸漂着物処理推進法」により、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制をはかる必要があります。

## (3) 一般廃棄物と産業廃棄物との区分

事業所から排出される廃棄物については、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「廃棄物処理法」で定められた20種類は「産業廃棄物」として、それ以外の廃棄物は事業系一般廃棄物として分類されています。

市町においては、法令等に基づき、排出される廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理するよう定められていたり、あるいは、いわゆる「あわせ産廃」として処理されているところもあります。

また、一部の市町では、ごみの発生量が家庭並みの少量で同じ性状である小規模事業者から排出される事業系ごみについては、家庭系ごみと同様に収集運搬もしくは直接搬入され、処理されているところもあります。

一方、事業所から排出される廃棄物については、行政区域を越えて市町の施設に区域外の廃棄物が混入したり、分別の不徹底などといった課題もあります。

このように事業所から排出される廃棄物は、市町によって取扱いが異なり、今後のごみ減量化の推進や適正処理の確保、公平性の観点などから、事業系ごみにおける一般廃棄物と産業廃棄物との明確な区分や処理ルートの適正化について、実態把握も行

いつつ検討していく必要があります。

【参考:あわせ産廃について】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) 第11条第2項」

市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

#### (4) 不法投棄対策

空き缶、ペットボトルなどの飲料容器やテレビ、冷蔵庫などの家電製品の不法投棄が後を絶たず、その処理について、環境保全上また財政上などの面から、周辺地域の住民や自治体が苦慮しています。一方、各市町においては、いわゆる「ポイ捨て禁止条例」の制定、不法投棄防止のための監視パトロール強化などの取組を行っていますが、効果的なものとはなっていないのが実情です。

今後は、これまでの取組を継続的にねばり強く行いながら、より一層の環境教育の推進、ごみの発生抑制につながるよう道路や海岸線の美化活動への参加を広く呼びかけ、警察本部や各警察署との連携を強化し、ポイ捨てができないような地域づくりを進めるとともに、廃家電についての不法投棄対策として販売時負担方式への制度改正（家電リサイクル法の改正）など新たな仕組みづくりや罰則の強化などを引き続き国に求めていきます。

#### (5) 取組の計画的、段階的な推進

プランの取組を進めるにあたっては、市町のごみ処理システムについて、既存のごみ処理施設などハードの部分の改善と、分別収集や再資源化のルートなどソフトの部分の改善をきちんと連動させていく必要があります。

このため、個々の市町等の課題や実情に応じた、計画的、段階的なプログラムに沿った対応が重要となってきます。

例えば、分別ルールの統一といったテーマがありますが、分別というのはあくまで手段であり、最終的には分別されたものが効率よく再資源化され、適正に処分されなければなりません。現状では、市町ごみ処理システムにおける再資源化のルートや処理施設などはさまざまであり、これらの仕組みは短期間で簡単に変えることができない場合がほとんどです。地域の特性などから、必ずしも同じ再資源化の方法が最適であると言えない場合もあると考えられます。

また、分別ルールといつても、単にごみの分別区分のことだけを指すのか、排出方法や場所、収集の日や回数なども含めるのかで大きく考え方が変わってきます。

これに対応するため、その手始めとして市町村合併をきっかけとして、地域内のごみ処理のあり方について検討し、その地域にとって最適なシステムとすることを前提として、再資源化や処分等の仕組みの統一に向けた取組が進められてきました。

今後は、市町のごみ処理が環境負荷面、コスト面など総合的な観点からも効果的・効率的となるよう、ごみ処理システムの最適化に向けた取組を進めていくことが重要です。

また、これから迎える人口減少化社会も見据えたごみ処理のあり方の検討等も求められます。

## (6) 現行法制度上の制約等への対応

ごみゼロ社会実現に向けた各種の取組については、実質的にごみ減量等に対して有効であり、社会的にも問題はないと思われるものであっても、現行のリサイクル関連法の規定やそれらの運用の仕組み、国的一般廃棄物処理に関する方針などに照らしたとき、問題となる場合が想定されます。例えば、NPO・自治会等の民間団体や企業が、生ごみの堆肥化やペットボトル、食品トレイ等の再生可能資源物のリサイクルなどの事業に関わる場合、その事業の仕組みや対象となる資源物等の取扱い方によっては、それら企業や団体が収集運搬業の許可を取得していないと違法な行為となってしまう場合があります。

また、現行の法律等の内容や運用の仕方を少し変えることにより、ごみ減量化の取組が大きく進展することが想定されます。例えば、食品リサイクル法上の登録再生利用事業者の要件を緩和することなどで、生ごみの再資源化に大きな弾みがつくことが想定されます。

こうしたことから、ごみ減量化に対して本当に効果のある取組を進めるため、また、取組をより効率的に、あるいは、広域的に展開するため、国等に対して積極的に法制度の改正や新たな制度の創設などを提言していくとともに、構造改革特区制度の活用についても検討が必要です。

